

(平成25年6月11日提出)

平成25年6月議会定例会議案

新 潟 市

平成25年6月議会定例会議案

目 次

議案第55号	平成25年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第56号	新潟市子ども・子育て会議条例の制定について	6
議案第57号	新潟市情報公開条例及び新潟市個人情報保護条例の一部改正について	9
議案第58号	新潟市亀田市民会館条例の一部改正について	10
議案第59号	新潟市老人福祉センター条例の一部改正について	13
議案第60号	新潟市体育施設条例の一部改正について	14
議案第61号	新潟市都市公園条例の一部改正について	20
議案第62号	新潟市市税条例の一部改正について	22
議案第63号	新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	27
議案第64号	新潟市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正について	29
議案第65号	新潟市浄化槽事業条例の一部改正について	31
議案第66号	新潟市教育相談センター条例の一部改正について	32
議案第67号	新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について	33
議案第68号	新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	34
議案第69号	訴えの提起について	40
議案第70号	訴えの提起について	41
議案第71号	新潟県公安委員会委員の推薦について	42
議案第72号	契約の締結について	43
議案第73号	契約の締結について	44
議案第74号	契約の締結について	45
議案第75号	契約の締結について	46

議案第 76 号	契約の締結について	47
議案第 77 号	指定管理者の指定について	48
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	49
報告第 1 号	継続費繰越計算書の報告について	50
報告第 2 号	継続費繰越計算書の報告について	52
報告第 3 号	繰越明許費繰越計算書の報告について	54
報告第 4 号	事故繰越繰越計算書の報告について	57
報告第 5 号	予算繰越計算書の報告について	59

議案第 5 5 号

平成 2 5 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 5 年度新潟市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 8 8, 2 3 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5 9, 0 8 8, 2 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		49,412,969	353,000	49,765,969
	2 国庫補助金	17,507,361	353,000	17,860,361
18 県支出金		12,658,511	190,748	12,849,259
	2 県補助金	3,438,965	190,748	3,629,713
22 繰越金		1	96,483	96,484
	1 繰越金	1	96,483	96,484
23 諸収入		34,086,683	43,200	34,129,883
	3 受託事業収入	153,844	43,200	197,044
24 市債		60,506,100	4,800	60,510,900
	1 市債	60,506,100	4,800	60,510,900
歳入合計		358,400,000	688,231	359,088,231

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		50,806,222	93,730	50,899,952
	1 総務管理費	47,030,046	57,730	47,087,776
	2 徴税費	2,879,285	36,000	2,915,285
3 民生費		103,142,860	199,001	103,341,861
	1 社会福祉費	10,943,966	2,600	10,946,566
	2 児童福祉費	35,024,234	26,293	35,050,527
	4 生活保護費	17,220,212	3,000	17,223,212
	5 老人福祉費	24,186,324	167,108	24,353,432
6 農林水産業費		7,455,098	301,500	7,756,598
	2 農地費	1,982,366	301,500	2,283,866
7 商工費		24,191,625	7,000	24,198,625
	1 商業費	22,601,628	7,000	22,608,628
10 教育費		22,125,736	87,000	22,212,736
	2 小学校費	5,979,230	56,500	6,035,730
	3 中学校費	2,513,152	28,500	2,541,652

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 高等学校費	1,365,998	2,000	1,367,998
歳出	合計	358,400,000	688,231	359,088,231

第2表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所整備事業費	903,300	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	908,100	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 56 号

新潟市子ども・子育て会議条例の制定について

新潟市子ども・子育て会議条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 6 月 11 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項に規定する事務を処理するため、新潟市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 25 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員等の委嘱)

第 3 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保護者（法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。）
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充て、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの（以下「出席委員」という。）の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議等の公開)

第8条 子ども・子育て会議の会議及び調査審議に係る手続は、公開とする。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、これを非公開とすることができる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。
- 7 前3条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、第6条第1項及び前条ただし書中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(秘密を守る義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

議案第 57 号

新潟市情報公開条例及び新潟市個人情報保護条例の一部改正について

新潟市情報公開条例及び新潟市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 6 月 11 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市情報公開条例及び新潟市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(新潟市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 新潟市情報公開条例（昭和 61 年新潟市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 号オ中「，国」を削る。

(新潟市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 新潟市個人情報保護条例（平成 13 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 5 号オ中「，国」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 58 号

新潟市亀田市民会館条例の一部改正について

新潟市亀田市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 6 月 11 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市亀田市民会館条例の一部を改正する条例

新潟市亀田市民会館条例（平成 16 年新潟市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の見出しを「（その他）」に改め、同条を第 25 条とし、同条の前に次の 5 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 20 条 市長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせる。

（指定管理者の指定の手續）

第 21 条 会館の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、会館の指定管理者とするものとする。

（1） 会館の平等利用が確保されること。

（2） 会館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

（指定管理者の業務の範囲）

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (2) この条例の規定による許可に関する業務
 - (3) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
 - (4) 第10条の規定による退去等の命令に関する業務
 - (5) 第18条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務
 - (6) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (7) その他会館の管理上、市長が必要と認める業務
- (秘密を守る義務)

第23条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第24条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第16条を第19条とし、同条の前に次の1条を加える。

(原状回復)

第18条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 会館の利用を終了した場合
- (2) この条例の規定による許可を取り消された場合
- (3) 行為の中止を命ぜられた場合
- (4) 会館からの退去を命ぜられた場合

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第12条第1項中「第8条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第2項第2号中「第6条」を「第8条」に改め、同条第3項中「第10条ただし書」を「第12条ただし書」に改め、同条を第14条とする。

第11条を第13条とし、第3条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第3条 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 月曜日

(2) 8月13日から同月15日まで

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

別表中「第9条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市亀田市民会館条例の規定の例により行うことができる。

議案第 59 号

新潟市老人福祉センター条例の一部改正について

新潟市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 6 月 11 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

新潟市老人福祉センター条例（平成 16 年新潟市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「次に掲げる」を削り、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 老人福祉センター福寿荘の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市老人福祉センター条例の規定の例により行うことができる。

議案第60号

新潟市体育施設条例の一部改正について

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年6月11日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和39年新潟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の5中「別表第2 2（1）ウ」の次に「及び別表第4 3」を加える。

第10条第1項ただし書中「別表第1 2」を「新潟市アイスアリーナ及び別表第1 2」に改める。

第11条第1項ただし書中「駐車場」の次に「（別表第4 3に掲げる駐車場を除く。）」を加える。

第22条第2項中「として指定する」を「とする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が体育施設の設置の目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を指定管理者とすることができる。

第26条を第30条とし、第25条を第29条とし、第24条を第28条とし、第23条の次に次の4条を加える。

（利用料金）

第24条 新潟市アイスアリーナの利用者は、新潟市アイスアリーナの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第4に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第25条 指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第26条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の免除及び還付の基準)

第27条 第25条の規定による免除及び前条ただし書の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表第1の1の表に次のように加える。

新潟市アイスアリーナ

新潟市中央区鐘木257番地17

別表第3に次のように加える。

新潟市アイスアリーナ

新潟市新津東町庭球場

新潟市新津東部運動広場

新潟市新津七日町運動広場

新潟市新津金屋運動広場

新潟市新津B&G海洋センター

新潟市小須戸体育館

新潟市小須戸運動広場

新潟市小須戸柔剣道場

新潟市新津地域学園

新潟市市之瀬運動広場

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 (第24条関係)

1 専用利用

施設	利用目的		入場料の有無	単位	利用料金の上 限額（円）
メイ ンリ ンク	営利又は営業を 目的としない場 合	練習の利用	入場料を徴収 しない場合	1時間 につき	20,000
			入場料を徴収 する場合	1時間 につき	60,000
		スポーツ、体育及 びレクリエーショ ンその他の催物の 利用	入場料を徴収 しない場合	1時間 につき	30,000
			入場料を徴収 する場合	1時間 につき	60,000
	営利又は営業を 目的とする場合			1時間 につき	60,000
サブ リン ク	営利又は営業を 目的としない場 合	練習の利用	入場料を徴収 しない場合	1時間 につき	15,000
			入場料を徴収 する場合	1時間 につき	45,000
		スポーツ、体育及 びレクリエーショ ンその他の催物の 利用	入場料を徴収 しない場合	1時間 につき	22,500
			入場料を徴収 する場合	1時間 につき	45,000
	営利又は営業を 目的とする場合			1時間 につき	45,000

備考 表中の「入場料を徴収する場合」とは、入場券並びに有償の会員券、整理券及

びこれらに類するものを発行して利用する場合並びに入場料，参加料，会費及びこれらに類するものを徴収して利用する場合をいう。

2 個人利用

区分	単位	利用料金の上限額（円）
1 2の項及び3の項に規定する利用以外の利用	1回につき	1,500
2 定期利用券による利用	1月につき	15,000
3 メインリンク又はサブリンクを利用する者に付き添う者がリンクサイドまで入場する場合	1回につき	100

3 附属設備

種類	単位	利用区分	利用料金の上限額（円）
多目的室		1時間につき	1,000
会議室		1時間につき	300
貸靴	1足	1回につき	500
電光掲示板	一式	1時間につき	1,000
放送設備	一式	1時間につき	1,000
カーリング用可動式計時装置	一式	1時間につき	1,000
ロッカー（個人用）	1個	1回につき	100
駐車場	普通自動車1台	30分につき	100
	中型自動車又は大型自動車1台	30分につき	200

備考

- 1 この表において「普通自動車」とは、道路交通法第3条の普通自動車をいう。
- 2 この表において「中型自動車」とは、道路交通法第3条の中型自動車（乗車定員が11人以上のものに限る。）をいう。
- 3 この表において「大型自動車」とは、道路交通法第3条の大型自動車（乗車定員が30人以上のものに限る。）をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - （1） 第22条第2項の改正規定、同条に1項を加える改正規定及び次項から附則第4項までの規定 公布の日
 - （2） 第2条の5、第10条第1項ただし書及び第11条第1項ただし書の改正規定、第26条を第30条とし、第25条を第29条とし、第24条を第28条とし、第23条の次に4条を加える改正規定、別表第1の1の表に新潟市アイスアリーナの項を加える改正規定、別表第3に次のように加える改正規定（新潟市アイスアリーナの項に係る部分に限る。）並びに同表の次に1表を加える改正規定 平成26年2月1日
 - （3） 別表第3に次のように加える改正規定（新潟市アイスアリーナの項に係る部分を除く。） 平成26年4月1日

（準備行為）

- 2 市長が行う新潟市アイスアリーナの利用の許可及び許可の取消し並びに指定管理者の指定、利用者が行う新潟市アイスアリーナの利用の取止めの申出、新潟市アイスアリーナの指定管理者が行う新潟市アイスアリーナの利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行（前項第2号の規定による施行をいう。）前においても、この条例（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の新潟市体育施設条例の規定の例により行うことができる。

3 新潟市新津東町庭球場，新潟市新津東部運動広場，新潟市新津七日町運動広場，新潟市新津金屋運動広場，新潟市新津 B & G 海洋センター，新潟市小須戸体育館，新潟市小須戸運動広場，新潟市小須戸柔剣道場，新潟市新津地域学園及び新潟市市之瀬運動広場の指定管理者の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行（附則第 1 項第 3 号の規定による施行をいう。）前においても，この条例（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の新潟市体育施設条例の規定の例により行うことができる。

（新潟市アイスアリーナの指定管理者の指定に関する特例）

4 この条例（附則第 1 項第 2 号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の新潟市体育施設条例の規定により最初に新潟市アイスアリーナの指定管理者を指定する場合には，市長は，同条例第 22 条の規定にかかわらず，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の規定による手続に準ずる手続により選定された民間事業者を新潟市アイスアリーナの指定管理者とすることができる。

議案第 6 1 号

新潟市都市公園条例の一部改正について

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例

新潟市都市公園条例（昭和 3 2 年新潟市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 1 2 第 1 項の表に次のように加える。

多目的運動広場	阿賀野川水辺プラザ公園	新潟市秋葉区市新 5 9 4 番地 1 3 地先
---------	-------------	--------------------------

第 1 0 条の 1 4 に次の 6 号を加える。

- (4 2) 水の公園福島潟来亭
- (4 3) 水の公園福島潟水の駅「ビュー福島潟」
- (4 4) 水の公園福島潟キャンプ場
- (4 5) 雁巻緑地公園多目的広場
- (4 6) 雁巻緑地公園サッカーコート
- (4 7) 阿賀野川水辺プラザ公園多目的運動広場

第 1 0 条の 1 5 第 2 項中「として指定する」を「とする」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が指定管理者管理施設（前条第 1 号から第 5 号まで、第 1 8 号、第 3 6 号及び第 4 2 号から第 4 4 号までに掲げる指定管理者管理施設を除く。）の設置の目的を効果的に達成することができると認めるときは、被選考者を指定管理者とすることができる。

第 1 0 条の 1 6 に次の 1 項を加える。

2 水の公園福島潟水の駅「ビュー福島潟」の指定管理者が行う業務の範囲は、前項に掲

げる業務のほか，次のとおりとする。

- (1) 福島潟の自然保護の普及及び啓発に関する業務
- (2) 福島潟の自然及び文化に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (3) 福島潟の希少な動植物の保護及び育成に関する業務
- (4) 市民が行う福島潟の自然又は文化に関する活動の支援に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務のほか，市長が必要と認める業務

別表第1中「雁巻緑地」を「雁巻緑地公園」に改める。

別表第3(25)の表中「雁巻緑地多目的広場及びサッカーコート」を「雁巻緑地公園多目的広場及び雁巻緑地公園サッカーコート」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第10条の15第2項の改正規定，同条に1項を加える改正規定及び次項の規定 公布の日
- (2) 第10条の12第1項の表に多目的運動広場の項を加える改正規定，第10条の14に6号を加える改正規定，第10条の16に1項を加える改正規定並びに別表第1及び別表第3(25)の表の改正規定 平成26年4月1日

(準備行為)

2 水の公園福島潟来亭，水の公園福島潟水の駅「ビュー福島潟」，水の公園福島潟キャンプ場，雁巻緑地公園多目的広場，雁巻緑地公園サッカーコート及び阿賀野川水辺プラザ公園多目的運動広場の指定管理者の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行（前項第2号の規定による施行をいう。）前においても，この条例（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の新潟市都市公園条例の規定の例により行うことができる。

議案第 6 2 号

新潟市市税条例の一部改正について

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 3 7 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の 4 第 2 項中「第 3 1 4 条の 7 第 2 項」の次に「（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 3 条の 2 中「，第 4 4 条の 2」を削り，「延滞金の」の次に「年 1 4 . 6 パーセントの割合及び」を加え，「各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に，「その年中においては，当該特例基準割合（当該割合に 0 . 1 パーセント未満の端数があるときは，これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては，年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし，年 7 . 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には，年 7 . 3 パーセントの割合」に改め，同条に次の 1 項を加える。

2 当分の間，第 4 4 条の 2 に規定する延滞金の年 7 . 3 パーセントの割合は，同条の規定にかかわらず，特例基準割合適用年中においては，当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第 3 条の 2 の 2 第 1 項中「日本銀行法」の次に「（平成 9 年法律第 8 9 号）」を加

え、「以下本項」を「当該期間内に前条第2項の規定により第44条の2に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「には、当該」を「における当該」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第3条の2の3中「第9項」を「第10項」に改め、「。以下この条において同じ」を削る。

附則第5条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第16条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第37条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第16条、附則第16条の2、附則第16条の3又は附則第17条の規定を適用する。

附則第16条 第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第16条 の2第3項	第35条の2まで， 第36条の2， 第36条の5	第34条の3まで，第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。），第35条の2，第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第16条 の3第1項	租税特別措置法第 31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第17条 第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

項

附則第37条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第16条、附則第16条の2、附則第16条の3又は附則第17条の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の

期間に対応するものについては，なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第23条の4第2項，附則第3条の2の3及び附則第5条の4の規定は，平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成25年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

2 新条例附則第37条の2第2項の規定は，市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

議案第 6 3 号

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 5 4 年新潟市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第 2 号中「国又は」を削る。

附則第 5 項中「延滞金の」の次に「年 1 4 . 5 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に 1 パーセント」に改め、「いう」の次に「。以下この項において同じ」を、「その年」の次に「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に 0 . 1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年 1 4 . 5 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 2 5 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 2 5 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 2 5 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 2 5 パーセントの割合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第9条第2項の改正規定は公布の日から、附則第5項の改正規定は平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第5項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 6 4 号

新潟市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正について

新潟市公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例

新潟市公共下水道事業受益者分担金条例（平成 1 6 年新潟市条例第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 2 号中「国又は」を削る。

附則第 4 項中「延滞金の」の次に「年 1 4 . 5 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に 1 パーセント」に改め、「いう」の次に「。以下この項において同じ」を、「その年」の次に「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に 0 . 1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年 1 4 . 5 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 2 5 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 2 5 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 2 5 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 2 5 パーセントの割合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第 9 条第 2 項第 2 号の改正規定は公布の日から、附則第 4 項の改正規定は

平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第4項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 6 5 号

新潟市浄化槽事業条例の一部改正について

新潟市浄化槽事業条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市浄化槽事業条例の一部を改正する条例

新潟市浄化槽事業条例（平成 2 2 年新潟市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「延滞金の」の次に「年 1 4. 5 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセント」に改め、「以下」の次に「この項において」を、「その年」の次に「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に 0. 1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年 1 4. 5 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7. 2 5 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 2 5 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 2 5 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 2 5 パーセントの割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 66 号

新潟市教育相談センター条例の一部改正について

新潟市教育相談センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 6 月 11 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市教育相談センター条例の一部を改正する条例

新潟市教育相談センター条例（平成 4 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項の表南区教育相談室の項中「新潟市南区庄瀬 7 1 2 5 番地」を「新潟市南区味方 1 5 4 4 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

議案第 67 号

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 6 月 11 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 25 年新潟市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「第 12 条第 1 項第 4 号」を「第 12 条第 1 項第 3 号」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者，法第 24 条の 3 第 1 項に規定する第二種動物取扱業者」に改める。

第 22 条第 1 号中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改める。

別表 1 の項及び 2 の項中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

附 則

この条例は，平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 68 号

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 6 月 11 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 20 条第 1 項」の次に「（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）」を加える。

別表第 1 新光町地区地区計画の項中「平成 20 年新潟市告示第 329 号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表もえぎ野地区地区計画の項中「昭和 62 年新潟市告示第 124 号に定める新潟都市計画栗山・石山地区地区計画」を「新潟都市計画もえぎ野地区地区計画」に改め、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表小新西 3 丁目地区地区計画の項中「平成 3 年新潟市告示第 172 号に定める新潟都市計画小新地区地区計画」を「新潟都市計画小新西 3 丁目地区地区計画」に改め、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表上木戸地区地区計画の項及び空港西 1・2 丁目地区地区計画の項中「平成 20 年新潟市告示第 329 号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表赤塚駅前地区地区計画の項中「平成 8 年新潟市告示第 71 号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表すみれ野地区地区計画の項中「平成 8 年新潟市告示第 72 号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表美咲町地区地区計画の項中「平成 20 年新潟市告示第 109 号に定める」を

削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表小新梅田地区地区計画の項中「平成20年新潟市告示第329号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表窪田町地区地区計画の項中「平成9年新潟市告示第259号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表寺地西地区地区計画の項中「平成8年黒埼町告示第20号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表内野西地区地区計画の項中「平成13年新潟市告示第72号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表内野戸中才地区地区計画の項中「平成21年新潟市告示第158号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表姥ヶ山西地区地区計画の項、河渡地区地区計画の項及び海老ヶ瀬地区地区計画の項中「平成20年新潟市告示第329号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表新通輪ノ内地区地区計画の項中「平成14年新潟市告示第52号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表新通地区地区計画の項中「平成14年新潟市告示第53号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表小新白鳥地区地区計画の項中「平成14年新潟市告示第54号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表小新地区地区計画の項中「平成14年新潟市告示第55号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表松崎地区地区計画の項中「平成14年新潟市告示第56号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表荻川駅南地区地区計画の項中「平成3年新津市告示第69号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表さつき野駅西地区地区計画の項中「平成8年新津市告示第39号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表荻川地区地区計画の項、

結地区地区計画の項，川口地区地区計画の項，北上地区地区計画の項，山谷北・善道地区地区計画の項，程島地区地区計画の項及び程島南地区地区計画の項中「平成12年新津市告示第143号に定める」を削り，「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え，同表北潟地区地区計画の項中「平成16年新津市告示第150号に定める」を削り，「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え，同表豊栄駅北地区地区計画の項中「平成7年豊栄市告示第3号に定める」を削り，「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え，同表笹山地区地区計画の項中「平成14年豊栄市告示第86号に定める」を削り，「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え，同表豊栄インター南地区地区計画の項中「平成14年豊栄市告示第87号に定める」を削り，「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え，同表舟戸地区地区計画の項中「平成20年新潟市告示第329号に定める」を削り，「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え，同表横越東地区地区計画の項及び横越南地区地区計画の項中「平成16年横越町告示第66号に定める」を削り，「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え，横越インター北地区地区計画の項，横越インター東地区地区計画の項及び姥ヶ山東地区地区計画の項中「平成20年新潟市告示第329号に定める」を削り，「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え，同表早通かきの木通り地区地区計画の項中「平成15年亀田町告示第24号に定める」を削り，「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え，同表埋堀地区地区計画の項中「平成12年新津市告示第143号に定める」を削り，「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え，同表亀田駅東地区地区計画の項中「平成17年亀田町告示第18号に定める」を削り，「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え，同表三條岡地区地区計画の項中「平成17年亀田町告示第19号に定める」を削り，「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え，同表鍋田地区地区計画の項中「平成17年亀田町告示第20号に定める」を削り，「

区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表早通柳田地区地区計画の項中「平成18年新潟市告示第472号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表東青山1丁目地区地区計画の項中「平成22年新潟市告示第41号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表太田地区地区計画の項、島見町地区地区計画の項、西名目所地区地区計画の項、西野中野山地区地区計画の項、海老ヶ瀬北地区地区計画の項、女池上山地区地区計画の項、長湯南地区地区計画の項、市場周辺地区地区計画の項、新津インター西地区地区計画の項、北上南地区地区計画の項、上下諏訪木地区地区計画の項、小新白鳥東地区地区計画の項及び亀貝地区地区計画の項中「平成23年新潟市告示第138号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加え、同表鳥屋野大島地区地区計画の項及び湖南地区地区計画の項中「平成23年新潟市告示第628号に定める」を削り、「区域」の次に「において地区整備計画が定められている区域」を加える。

別表第2美咲町地区地区計画区域の項中「市道信濃川右岸線」を「市道南3-86号線」に、

「	「
1 美咲町A地区内及び美咲町B地区内にあつては高さは、1	美咲町A地区内及び美咲町B地区内にあつては、高さ1メートル以下のもの。

メートル以下のもの。ただし、網状その他これに類する形状とするものは、この限りでない。

2 美咲町C地区内にあつては道路に面して垣又は柵を設けてはならない。

を

ただし、網状その他これに類する形状とするものは、この限りでない。

に改め、

」

同表荻川駅南地区地区計画区域の項中「越え」を「超え」に改め、同表さつき野駅西地区地区計画区域の項中「敷地」の次に「の当該道路に接する部分」を加え、「ただし、幅員12メートル以上の道路に面する部分は、道路境界線から0.6メートル以上後退する。」を削り、同表荻川地区地区計画区域の項及び結地区地区計画区域の項中「越え」を「超え」に改め、同表川口地区地区計画区域の項中「専用住宅」を「新潟都市計画川口地区地区計画の計画図に表示する専用住宅」に改め、同表北上地区地区計画区域の項及び北潟地区地区計画区域の項中「越え」を「超え」に改め、同表豊栄駅北地区地区計画区域の項中「個室付浴場」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる風俗関連営業の用に供するもの」に改め、同表西名目所地区地区計画区域の項中「幅員18.5メートルの道路」を「新潟都市計画西名目所地区地区計画の計画図に表示する区画道路1号」に改め、同表女池上山地区地区計画区域の項中「（7）前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5）」を「（7）前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5）」に改め、同表北上南地区地区計画区域の項中「幅員4メートルの道路の道路境界線」を「新潟都市計画北上南地区地区計画の計画図に表示する歩行者通路の境界線」に改め、「幅員4メートルを超える道路の」を削り、同表湖南地区地区計画区域の項中「（昭和23年法律第122号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 9 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するものとする。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日 提出

新潟市長 篠田 昭

1 被告

別表に掲げる者をそれぞれ被告とする。

2 目的

別表の債権名の欄に掲げる債権に基づく支払請求

3 内容

別表の被告の欄に掲げる者に対しそれぞれ同表の債権名の欄に掲げる債権に基づく支払を請求する。

4 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

別表

被告	債権名
新潟市北区島見町 2 4 8 番地 有田 秀志	一般廃棄物処理手数料
新潟市西蒲区井随 4 2 1 番地 1 4 菅原 裕司	一般廃棄物処理手数料
新潟市南区釣寄 4 3 6 番地 長沼 豊松	一般廃棄物処理手数料
新潟市西蒲区巻甲 1 6 4 2 番地 1 8 シャルム 1 0 2 号 内山 錦司	生活保護費徴収金

議案第 70 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するものとする。

平成 25 年 6 月 11 日提出

新潟市長 篠田 昭

1 被告

新潟市中央区米山 2 丁目 6 番地 2

株式会社新潟応用住気 代表取締役 田沢 弘幸

2 目的

新事業創出支援施設にいがた e 起業館で利用承認を受けていた部屋の原状回復及び明渡しの請求

3 原状回復及び明渡しを請求する物件

被告に対し新潟市中央区米山 2 丁目 6 番地 2 にある新事業創出支援施設にいがた e 起業館 201 号室の原状回復及び明渡しを請求する。

4 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

議案第 7 1 号

新潟県公安委員会委員の推薦について

次の者を新潟県公安委員会委員に推薦したいので、議会の同意を得たい。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市中央区西大畑町 5 8 9 番地 2 5

小川 和明

議案第 7 2 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
主要地方道新潟中央 環状線（板井）道路 改良工事	890,085,000 円	新潟市中央区西湊町通 3 ノ町 3 3 0 0 番 地 3 株式会社 本間組 取締役社長 本間 達郎

議案第 7 3 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
主要地方道新潟中央 環状線（仮）中ノ口 川橋下部工工事	529,410,000 円	新潟市中央区西湊町通 3 ノ町 3 3 0 0 番 地 3 株式会社 本間組 取締役社長 本間 達郎

議案第 7 4 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
一般国道 4 6 0 号（ 仮称白井橋）上部工 工事	1, 137, 150, 000 円	新潟市東区山木戸 8 丁目 4 番 8 号 藤木鉄工 株式会社 新潟営業所 所長 山西 豊

議案第 7 5 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
(仮称) 白根屋内プ ール建設工事	522,900,000 円	新潟市中央区幸西 1 丁目 4 番 2 1 号 丸運建設 株式会社 取締役社長 小田 等

議案第76号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成25年6月11日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
中之口中学校校舎改築工事	611,205,000円	近藤・堀川特定共同企業体 代表者 新潟市中央区稲荷町3535番地1 株式会社 近藤組 取締役社長 近藤 正 構成員 堀川建設 株式会社

議案第 77 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 25 年 6 月 11 日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市アイスアリーナ	新潟市中央区一番堀通町 3 番地 10 株式会社福田組内	株式会社新潟パティネレジャー	平成 26 年 2 月 1 日 から 平成 41 年 3 月 31 日まで

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を問う。

平成 25 年 6 月 11 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市東区中山 2 丁目 1 7 番 3 号

高橋 勝利

新潟市東区逢谷内 3 丁目 1 番 30 号 ダイアパレス逢谷内 204

新田 利子

新潟市中央区関屋本村町 2 丁目 257 番地 3

田邊 貞子

報告第1号

継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成25年6月11日提出

新潟市長 篠田 昭

平成24年度新潟市継続費繰越計算書

(一般会計)

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	平成24年度継続費予算現額		支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	計				繰越金	特 定 財 源	その他
2 総務費	1 総務管理費	秋葉区文化会館整備事業	2,180,000,000	343,000,000	501,446,820	497,200,410	4,246,410	4,246,410		4,000,000	
		秋葉区総合体育館整備事業	2,317,000,000	1,223,000,000	1,556,725,000	954,701,107	602,023,893	30,123,893	602,023,893	571,900,000	
		西区役所庁舎整備事業	1,492,000,000	581,000,000	581,000,000	500,365,000	80,635,000	80,635,000	35,000	80,600,000	
		アソカ・ア二情報館整備事業	303,000,000	196,000,000	196,000,000	184,166,745	11,833,255	11,833,255			
9 消防費	1 消防費	水族館リニコ一ア儿事業	3,283,000,000	1,353,000,000	1,353,000,000	1,179,386,688	173,613,312	173,613,312	43,413,312	130,200,000	
		江南消防署移転新築事業	800,000,000	348,000,000	348,000,000	88,299,411	259,700,589	12,100,589	259,700,589	247,600,000	
10 教育費	2 小学校費	下山小学校改築事業	2,736,000,000	1,864,000,000	2,121,988,745	1,506,068,434	615,920,311	615,920,311	219,308,311	106,012,000	290,600,000
		沼垂小学校校舎改築事業	1,887,000,000	1,251,000,000	1,288,518,428	809,699,641	478,818,787	478,818,787	115,660,787	132,958,000	230,200,000
		霞口小学校改築事業	2,000,000,000	1,112,000,000	1,461,062,350	1,368,683,754	92,378,596	92,378,596	42,478,596	49,900,000	
		新津第一小学校校舎一部改築事業	766,000,000	250,000,000	393,165,256	331,882,625	61,282,631	61,282,631			
3 中学校費		金津小学校校舎一部改築事業	653,000,000	389,000,000	469,401,799	181,388,349	288,013,450	288,013,450	83,025,450	91,488,000	113,500,000
		新津第一中学校校屋内体育館及び校舎一部改築事業	1,765,000,000	1,395,000,000	1,490,373,620	686,143,475	804,230,145	804,230,145	804,230,145	257,160,000	447,300,000
		若室中学校校舎改築事業	1,130,000,000	975,000,000	999,882,336	423,569,957	576,312,379	576,312,379	36,955,379	249,057,000	290,300,000
		新津第二中学校校屋内体育館及び校舎一部改築事業	1,345,000,000	962,000,000	962,000,000	435,563,351	526,436,649	526,436,649	526,436,649	134,785,000	293,500,000
7 生涯学習費		中之口中学校改築事業	1,730,000,000	385,000,000	385,000,000	287,300,000	385,000,000	385,000,000	9,692,000	125,508,000	249,800,000
		新津図書館改築事業	949,000,000	363,000,000	363,000,000	287,300,000	75,700,000	75,700,000	3,800,000		71,900,000
計			25,336,000,000	12,990,000,000	14,470,564,354	9,434,418,947	5,036,145,407	5,036,145,407	867,877,407	1,096,968,000	3,071,300,000

報告第 2 号

継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 25 年 6 月 11 日提出

新潟市長 篠田 昭

平成24年度 新潟市継続費繰越計算書

(水道事業会計)

款	項	事業名	継続費の総額	平成24年度継続費予算現額		支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越継続費額	翌年度繰越継続費に係る財源内訳		翌年度繰越継続費に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額				計	内部留保資金	
1	資本的支出	1 建設改良費	4,147,500,000	705,747,000	119,016,000	652,045,596	172,717,404	172,717,404	172,717,404		

(病院事業会計)

款	項	事業名	継続費の総額	平成24年度継続費予算現額		支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越継続費額	翌年度繰越継続費に係る財源内訳		翌年度繰越継続費に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額				計	企業債	
1	市民病院資本的支出	1 建設改良費	1,870,000,000	811,000,000	811,000,000	654,800,000	156,200,000	156,200,000	72,200,000	84,000,000	

報告第3号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成25年6月11日提出

新潟市長 篠田 昭

平成24年度新潟市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				(単位 円)	
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	秋葉区文化会館附帯設備整備事業	60,000,000	60,000,000		57,000,000		3,000,000		
		新津鉄道資料館リニューアル事業	8,800,000	7,875,000				7,875,000		
		(仮称)サルビアパーク整備事業	23,419,000	21,133,000		20,000,000		1,133,000		
		津波ハザードマップ等の整備	23,540,000	22,585,000	10,555,000			12,030,000		
		和納保育園移転新築事業	14,933,000	14,933,000		14,100,000		833,000		
3 民生費	2 児童福祉費	障がい福祉施設整備事業	287,400,000	287,400,000	191,600,000	95,800,000				
		3 障がい福祉費								
		5 老人福祉費	2,175,902,000	2,175,902,000	232,000,000	1,819,700,000		124,202,000		
		クループホーム整備事業	75,000,000	37,500,000	30,000,000	6,000,000		1,500,000		
		小規模多機能型居宅介護拠点整備事業	172,500,000	135,000,000	100,000,000	28,000,000		7,000,000		
4 衛生費	1 保健衛生費	在宅医療・在宅介護連携支援モデル事業	22,100,000	20,800,000				20,800,000		
		病院群輪番制病院設備整備事業	43,141,000	43,141,000	25,640,000			17,501,000		
		内野霊苑改修事業	15,000,000	15,000,000		15,000,000				
		農業・食品産業強化対策整備事業	480,108,000	480,108,000	480,108,000					
		食と花の交流センター整備事業	105,000,000	105,000,000		99,700,000		5,300,000		
6 農林水産業費	1 農業費	アグリパーク・農業活性化研究センター整備事業	259,220,000	259,220,000		246,200,000		13,020,000		
		農業体質強化基盤整備促進事業費補助金	26,100,000	26,100,000	11,000,000	15,100,000				
		農村排水等整備事業	162,000,000	159,097,000	81,000,000	78,000,000		97,000		
		地籍調査整備事業	4,620,000	4,620,000	3,465,000			1,155,000		
		村づくり交付金事業	37,000,000	37,000,000	25,900,000	10,900,000		200,000		
		農村振興総合基盤整備事業	37,700,000	37,700,000	25,300,000	9,300,000		3,100,000		
		地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	11,780,000	11,780,000		7,100,000		4,680,000		
		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業補助金	14,342,000	14,342,000	8,946,000			5,396,000		
		県営土地改良事業費負担金	137,000,000	131,100,000		131,100,000				
		農業基盤整備促進事業費補助金	21,600,000	19,790,000	3,700,000	16,000,000		90,000		
2 農地費	2 農地費	団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業費補助金	10,400,000	10,230,000		10,200,000		30,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		農業水利施設保全合理化事業	26,200,000	26,200,000	15,600,000	10,600,000			
		震災対策農業水利施設整備事業	116,100,000	116,100,000	116,100,000				
7	3	水産業費	161,600,000	161,600,000	80,708,000	74,700,000		6,192,000	
	1	商業費	40,600,000	40,600,000				40,600,000	
	2	道路橋りょう費	7,999,247,000	6,999,063,530	2,507,067,000	4,062,200,000		429,796,530	
8	4	都市計画費	6,133,000	6,133,000				6,133,000	
		街路事業	324,946,000	220,772,410	56,472,000	163,600,000		700,410	
		新高駅周辺地区整備事業	5,763,195,000	5,557,854,420	2,792,164,000	2,742,200,000		23,490,420	
	5	公園緑地費	825,600,000	780,966,000	290,330,000	422,400,000		68,236,000	
	6	都市排水水急対策費	35,101,000	34,264,000		25,300,000		8,964,000	
	7	建築費	1,255,000,000	1,255,000,000	401,169,000	831,300,000		22,531,000	
	8	住宅費	300,000,000	300,000,000				300,000,000	
		工口住宅・エコリフォーム促進事業	300,000,000	300,000,000				300,000,000	
		巻地区住宅建設事業	15,600,000	15,600,000	7,800,000	7,800,000			
		物見山第1住宅建設事業	12,000,000	12,000,000	6,000,000	6,000,000			
		市営住宅環境改善モデル事業	360,000,000	360,000,000	180,000,000	180,000,000			
		市営住宅ストック改善事業	103,600,000	103,600,000	51,800,000	51,800,000			
9	1	消防費	128,200,000	118,685,000	57,485,000	61,200,000			
10	2	小学校費	182,000,000	182,000,000	92,249,000	89,300,000		451,000	
		大規模改造事業	2,154,300,000	2,154,300,000	884,041,000	1,269,100,000		1,159,000	
	3	中学校費	98,000,000	98,000,000	34,520,000	63,200,000		280,000	
		大規模改造事業	1,761,500,000	1,761,500,000	542,782,000	1,179,300,000		39,418,000	
		武道場建設事業	122,500,000	122,500,000	61,863,000	60,400,000		237,000	
	5	幼稚園費	79,000,000	79,000,000	25,468,000	53,400,000		132,000	
14	2	農林水産施設災害復旧費	189,625,000	189,625,000	117,236,000	58,700,000		13,689,000	
		新川漁港災害復旧事業							
		計	26,588,652,000	25,132,719,360	9,550,068,000	14,091,700,000		1,490,951,360	

報告第4号

事故繰越繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、事故繰越繰越計算書を次のとおり報告する。

平成25年6月11日提出

新潟市長 篠田 昭

平成24年度新潟市事故繰越繰越計算書

(一般会計)

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			一般財源	
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入金	特定地方債		その他
8	土木費2	道路橋高井橋整備事業	405,000,000	405,000,000	405,000,000		405,000,000			384,700,000		20,300,000
		りよ 費										
		計	405,000,000	405,000,000	405,000,000		405,000,000			384,700,000		20,300,000

報告第5号

予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成25年6月11日提出

新潟市長 篠田 昭

平成24年度 新潟市予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(下水道事業会計)

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産額購入	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費	18,466,692,000	11,764,631,933	5,988,424,000	3,615,574,000	2,356,250,000	16,600,000	713,636,067	支障となる埋設物の移設に時間を要したこと等による。	

(水道事業会計)

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産額購入	説明
						企業債	国庫補助金	他事業負担金	内部留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費	1,536,162,140	1,350,493,900	99,330,000	10,000,000		89,330,000	86,338,240	関係機関との工程調整による。		
		配水管管線整備事業	1,081,414,860	668,558,004	290,010,000		56,489,000	233,521,000	122,846,856	関係機関との工程調整による。		
		経年管更新事業	1,862,224,663	1,277,122,839	561,225,000		58,079,000	503,146,000	23,876,824	関係機関との工程調整による。		
		老朽管改良事業	462,326,000	413,883,230	41,160,000	10,000,000		31,160,000	7,282,770	関係機関との工程調整による。		
		配水管整備改良工事	239,278,998	163,993,998	75,285,000			75,285,000		関係機関との工程調整による。		
		配水管布設工事	588,089,834	180,689,834	407,400,000		327,261,000	80,139,000		関係機関との工程調整による。		
		浄水場等施設整備工事	305,669,103	77,504,103	228,165,000			228,165,000		関連工事の遅延による。		
		計	6,075,165,598	4,132,245,908	1,702,575,000	20,000,000	114,568,000	1,240,746,000	240,344,690			